

仙台市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の実施に関する要綱
(令和3年3月22日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定の申請に係る図書等)

第2条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上等計画基準適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。）を有する場合には、当該適合証の写し
 - (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6に適合する場合に限る。）を有する場合には、当該評価書の写し
 - (3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、適合判定通知書（建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。）の写し
- 2 当該認定の申請をしようとする者が前項第1号又は第2号に掲げる図書を所持していない場合においては、省令第20条第1項に定める申請書の副本及びその添付図書の提出部数は、二部とする。
- 3 当該認定の申請をしようとする者が当該建築物について建築基準法第6条第4項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）の交付を受けた場合には、当該認定の申請をしようとする者は、省令第20条第1項に定める申請書に当該確認済証の写しを添えるよう努めるものとする。

(添付図書の省略)

第3条 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、第2条第1項第3号の図書を添付する場合を除き、各部詳細図及び各種計算書とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(計画の中止の届出)

第4条 法第11条第1項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、当該計画を中止するときは、計画中止届（様式第1号）によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(認定申請の取下げの届出)

第5条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請をした者は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該認定の申

請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了報告）

第6条 市長は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用される場合を含む。）の認定に係る通知を行う際には、法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）に対し、当該建築物の工事が完了したときは、法第32条の報告として、建築物のエネルギー消費性能の向上等の新築等に関する工事が完了した旨の報告書（様式第3号）を速やかに提出するよう求めるものとする。

（工事完了以外の報告）

第7条 認定建築主は、市長が法第32条の規定により報告を求めた場合（前条に規定する場合を除く。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等の新築等に関する工事の状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく新築等を取りやめる旨の申出等）

第8条 認定建築主は、当該認定に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等という。）を取りやめる場合には、新築等を取りやめる旨の申出書（様式第5号）に当該認定に係る通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により新築等を取りやめる旨の申出書の提出があった場合は、当該認定を取り消すとともに、取り消した旨を認定取消通知書（様式第6号）により当該認定建築主であった者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し）

第9条 市長は、法第34条の規定により認定を取り消したときは、取り消した旨を認定取消通知書（様式第7号）により当該認定建築主であった者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この要綱は、令和5年3月14日から実施する。

附 則（令和6年3月22日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年3月27日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

計画中止届

年 月 日

（あて先） 仙台市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の計画（※）を中止する旨の届出をします。

（※）法第11条第1項（法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画

記

1. 建築物の位置

2. 建築物の用途

3. 提出又は届出年月日

年 月 日

4. 計画を中止する理由

--

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	供覧欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）

（1）届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（2）本書を提出する際、計画書又は届出書の第一面（受領印のあるもの）を添付してください。

認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先） 仙台市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第29条第1項
第31条第1項 の規定に基づき認定を

申請した下記を取り下げます。

記

1. 認定申請の受付番号
第 号
2. 認定申請の受付年月日
年 月 日
3. 認定申請に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）

- （1）届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第6条関係）

エネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記のエネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等が完了したので報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定年月日
年 月 日
3. 完了年月日
年 月 日
4. 認定に係る建築物の位置
5. 建築物エネルギー消費性能向上等計画に基づき、新築等が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住 所
氏 名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名 称
所在地

6. 備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- (1) 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 3 欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り。）を記載してください。
- (3) 工事監理報告書、工事写真等、建築物エネルギー消費性能向上等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付してください。
- (4) 認定の変更申請を必要としない軽微な変更及び名義等の変更については、備考欄に記述し報告願います。

エネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等の状況報告書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により市長から報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 報告内容

--

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- （1）報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- （2）3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り。）を記載してください。
- （3）4欄で書ききれない場合は別紙を添付してもかまいません。

新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従った新築等を取りやめる旨を申し出ます。

記

1. 認定番号

第 号

2. 認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- （1）申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- （2）3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限りです。）を記載してください。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

仙台市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、〇年〇月〇日付で新築等を取りやめる旨の申出書の提出を受けたことから、仙台市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の実施に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、当該認定計画の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

	認 定 番 号	第	号
	認 定 年 月 日	年	月 日
(※)	確 認 番 号	第	号
	確 認 年 月 日	年	月 日
	建 築 主 事 又 は		
	建 築 副 主 事 の 職 氏 名		

1. 認定建築主の氏名又は名称
2. 認定建築主の住所
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定に係る建築物の構造

(※) は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭25年法律第201号）第18条第3項の規定により仙台市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

仙台市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上等計画については、仙台市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) (確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事又は
建築副主事の職氏名)

1. 認定建築主の氏名又は名称
2. 認定建築主の住所
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定に係る建築物の構造
5. 理由

(※) は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により仙台市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（仙台市長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、仙台市（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（仙台市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する仙台市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。